

感染症法における感染症の分類

○指定届出機関による届出の対象となる五類感染症(定点把握対象感染症)

類型	No	疾患名	届出の要否			定点種別	時期
			患者確定	疑似症	病原体保有者		
定点	1	R Sウイルス感染症	○	×	×	小児科定点	週単位で翌週の月曜日
	2	咽頭結膜熱	○	×	×		
	3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	×		
	4	感染性胃腸炎	○	×	×		
	5	水痘	○	×	×		
	6	手足口病	○	×	×		
	7	伝染性紅斑	○	×	×		
	8	突発性発しん	○	×	×		
	9	ヘルパンギーナ	○	×	×		
	10	流行性耳下腺炎	○	×	×		
基幹	11	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	×	×	急性呼吸器感染症(ARI) 定点基幹定点(※1)	週単位で翌週の月曜日
	12	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	○	×	×		
	13	急性出血性結膜炎	○	×	×	眼科定点	週単位で翌週の月曜日
	14	流行性角結膜炎	○	×	×		
	15	性器クラミジア感染症	○	×	×	性感染症(STD) 定点	月単位で翌月の初日
	16	性器ヘルペスウイルス感染症	○	×	×		
	17	尖圭コンジローマ	○	×	×		
	18	淋菌感染症	○	×	×		
	19	細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)	○	×	×	基幹定点	週単位で翌週の月曜日
	20	無菌性髄膜炎	○	×	×		
	21	マイコプラズマ肺炎	○	×	×		
	22	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	×	×		
	23	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)(※2)	○	×	×		
	24	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	基幹定点	月単位で翌月の初日
	25	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	×	×		
	26	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	×	×		
		発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	定義を満たす者を診察したとき			疑似症定点	直ちに

(※1)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)及び新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の基幹定点の届出については、届出対象は、入院したものの、届出内容は入院時の対応を加える。

(※2)感染性胃腸炎の基幹定点の届出については、届出対象は病原体がロタウイルスであるもので、届出内容は原因病原体の名称及び検査方法を加える。